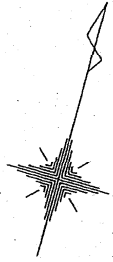


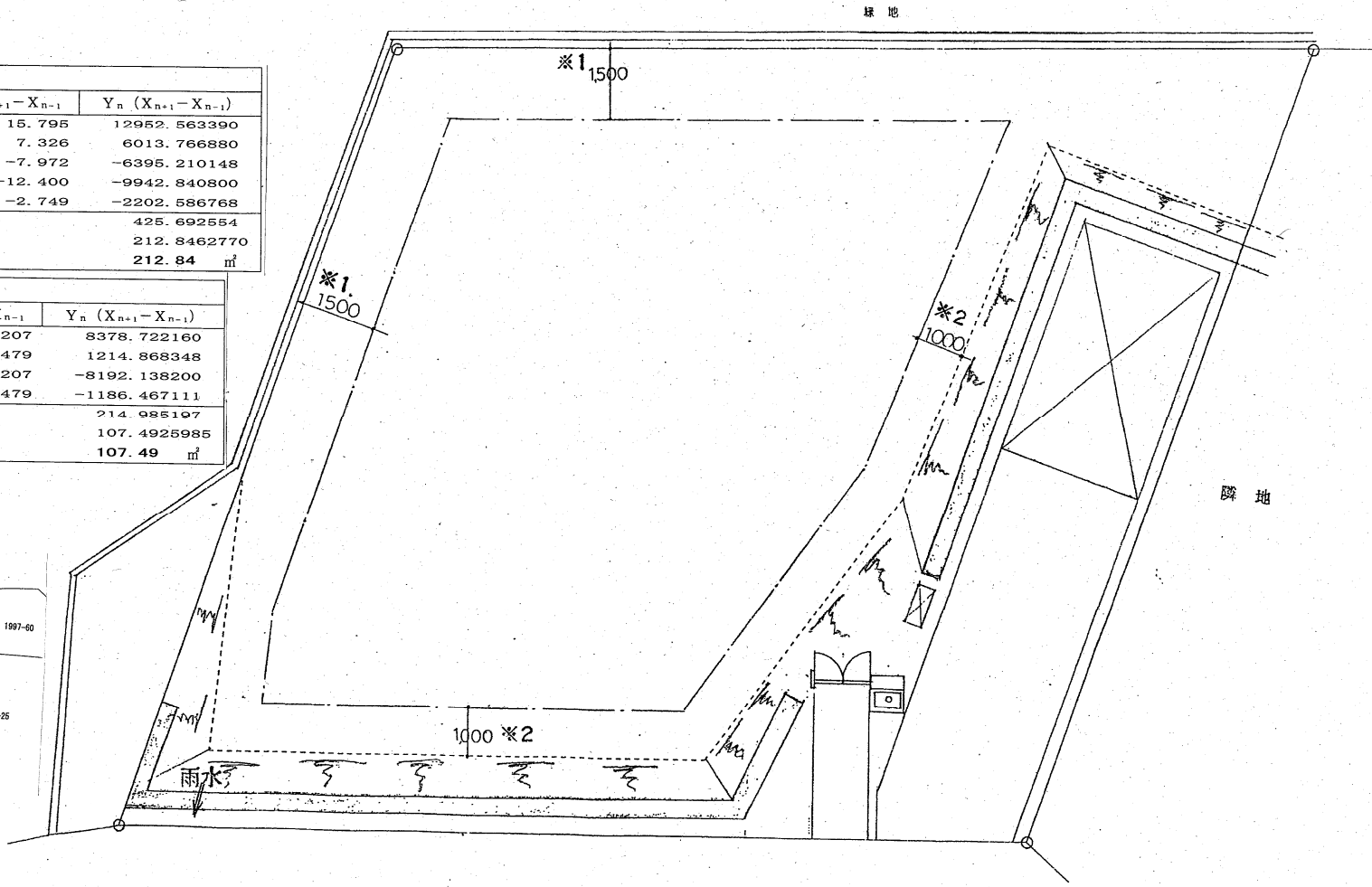
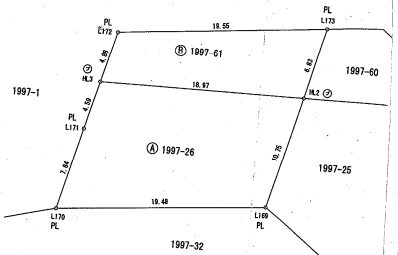
38号宅地 配置基準図 縮尺：1/100



S=1:100

地番 1997-26					
NO	標識	X	Y	$X_{n+1}-X_{n-1}$	$Y_n (X_{n+1}-X_{n-1})$
L169	(水)金属標	1217.012	820.042	15.795	12952.563390
HL2	(プラスチック標)	1227.733	820.880	7.326	6013.766880
HL3	(プラスチック標)	1224.338	802.209	-7.972	-6395.210148
L171	(水)金属標	1219.761	801.842	-12.400	-9942.840800
L170	(水)金属標	1211.938	801.232	-2.749	-2202.586768
倍面積					425.692554
面積					212.8462770
地積					212.84 m ²

地番 1997-61					
NO	標識	X	Y	$X_{n+1}-X_{n-1}$	$Y_n (X_{n+1}-X_{n-1})$
HL2	(プラスチック標)	1227.733	820.880	10.207	8378.722160
L173	(水)金属標	1234.545	821.412	1.479	1214.868348
L172	(水)金属標	1229.212	802.600	-10.207	-8192.138200
HL3	(プラスチック標)	1224.338	802.209	-1.479	-1186.467111
倍面積					214.985107
面積					107.4925985
地積					107.49 m ²



市道朝田ヒルズ2号線

- 裏面の注意事項を必ずお読みください。
- 建物を計画される際には、詳細について住宅課担当職員にお問い合わせください。

配置基準図についての注意事項

県では、良好な居住環境を確保するために、建物の配置について以下の基準を設けています。
配置基準図を利用される場合には、以下の事項についてご理解いただきますようお願いいたします。

<建物配置に関する基準>

1 壁面後退

当該住宅の外壁面又は柱の面から、敷地境界線までの距離を1.5m（注1）以上確保する。
（ただし、地区計画の緩和措置に該当する場合は除く。）
注1：玄関進入路が隣地境界線に沿って設けられる場合は、2mとします。

2 メンテナンス通路の確保

当該住宅の外壁面又は柱の面から、石積み、法肩等までの距離を原則として1.0m（注2）以上確保する。
注2：高低差の高い法面が存在する場合は、別に数値を定めています。

3 日照の確保

隣接する宅地の配置基準図に指定する測定位置（注3）において、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間における日照時間が4時間以上となるようにします。（注4）
注3：隣接する宅地の測定位置については、お問い合わせください。
注4：日照時間をチェックするために、日影図の作成をしていただくことがあります。
注5：配置基準図は、標準的な形状及び大きさの建物について、建築可能な範囲の目安を示しています。

○ 配置基準図の範囲内であっても、以下のような住宅は日照が確保できない場合があります。

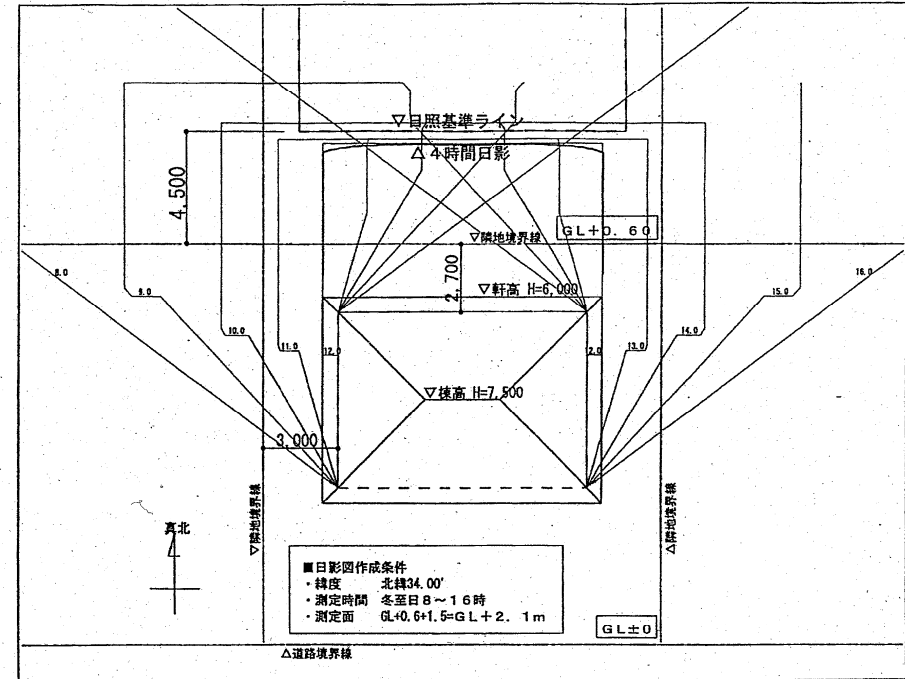
- ・ 建物の高さが配置基準図の想定より高いケース
例) 中2階を持つ住宅
高床式又は階の高さが通常より高い住宅
3階建て住宅
- ・ 北側に大きな影を落とす屋根形状のケース
例) 急勾配の屋根を持つ住宅
南北に妻入りとなる大屋根を持つ住宅

○ 逆に、日影図を作成し、基準をクリアしていることを確認することで、配置基準図の範囲を超えて建築できる場合があります。

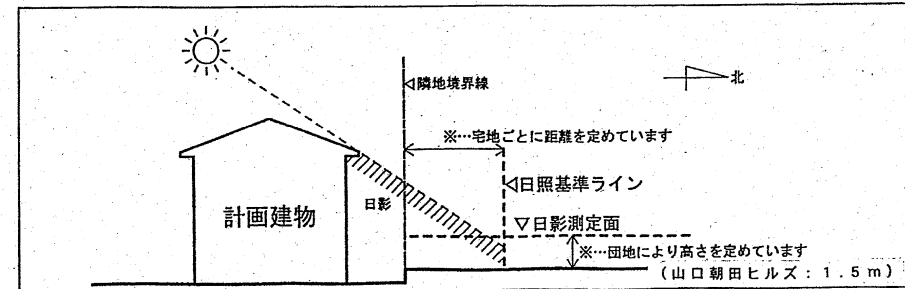
- 例) 東西の間口が小さな住宅

[山口朝田ヒルズ]

<日影図作成例>



<日影測定面（断面図）>



※4. その他

上記の基準のほか、地区計画や建築協定あるいは団地固有の特性などにより、団地ごとに独自のルールが設けられている場合があります。

建物を計画される際には、詳細をお問い合わせください。
【問い合わせ先】山口県住宅課 TEL.083-933-3874